

## 14 広島市排水設備指定工事店等の資格及び違反行為審査会議要領

(昭和53年10月20日)

改正 昭和55年4月1日 昭和60年4月1日  
平成5年4月1日 平成9年4月1日  
平成11年1月22日 平成12年2月1日  
平成13年4月1日 平成16年4月1日  
(この改正で題名改正)  
平成17年4月1日 平成20年6月1日  
平成24年3月27日 平成27年1月20日  
平成28年7月1日  
(この改正で題名改正)

(設置)

第1条 広島市排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）について、適正な資格審査を行うとともに、違反行為に対する処分の公正を期するため、また、広島市下水道条例（昭和47年条例第96号。以下「条例」という。）第8条第1項（第32条（第34条において準用する場合を含む。）及び第43条において準用する場合を含む。）の規定に違反して工事を行った者（以下「無資格業者」という。）について、違反行為に対する指導及び処分の公正を期するため、広島市排水設備指定工事店等の資格及び違反行為審査会議（以下「審査会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 広島市排水設備指定工事店規則（平成10年広島市規則第96号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づく指定工事店の指定に関すること。
- (2) 規則第9条の規定に基づく指定工事店の指定の取消し又は停止に関すること。
- (3) 無資格業者に対する指導及び処分に関すること。

(構成)

第3条 審査会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 管理部長
- (2) 管理部管理課長
- (3) 管理部管理課普及促進担当課長
- (4) 施設部管路課長
- (5) 関係区下水道整備担当課長（第2条第2号に限る。）
- (6) 管理課普及促進係長

(審査会議)

第4条 審査会議は、管理部長が必要と認めるとき、これを招集する。ただし、緊急等の理由により会議を開催することができない場合及び管理部長が特に必要と認めた場合は持ち回りの方法により審議を行うことができる。

- 2 審査会議の議長には、管理部長をもってあてる。
- 3 審査会議は、非公開とする。

(定足数)

第5条 審査会議は第3条に掲げる者の半数以上が出席しなければ開くことはできない。

2 審査会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(本人の弁明等)

第6条 審査会議は、審査のため必要があると認めるときは、本人の弁明を聞き、または参考人の説明を求めることができる。

(審査基準等)

第7条 第2条第2号に係る事実の審査基準及び処分基準は、それぞれ別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(結果の報告)

第8条 審査会議は、事案の審査を終了したときは、その結果をすみやかに書面をもって局長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 審査会議の庶務は、管理部管理課において処理する。

別表第1（第7条関係）

指定工事店の違反行為に関する審査基準

審 査 項 目	減 点 数
1 規則第8条第3項に関するもの	
(1) 変更の届出をしないもの	10点
(2) 所在不明となり、連絡が取れない状態が判明した日から、3か月経過したもの	100点
2 無断工事（下水道局長が定める確認願を省略できる工事を除く。）に関するもの	
(1) 計画の申請のない工事を施行したもの	40点(20点)
(2) 確認のない工事を施行したもの	20点(10点)
(3) 変更の届出のない工事を施行したもの	10点
(4) 変更の確認のない工事を施行したもの	10点
3 不正工事に関するもの	
(1) 排水設備の技術的基準に適合しない工事を施行したもの	10点
(2) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたもの	20点
(3) 指定工事店としての名義を他の業者に貸与したもの	40点
4 工事の検査に関するもの	
(1) 担当の責任技術者が立会しなかったもの	10点
(2) 検査員の改修指示に従わないもの	40点
(3) 完了届の提出を怠ったもの	20点(10点)
5 その他工事又は行為を行ったもの	
(1) 責任修理に応じないもの	40点
(2) 正当な理由なく工事請負を拒否したもの	10点
(3) 不当に高い工事費を要求し、又は受け取ったもの	20点
(4) 指定停止中に業務を行ったもの	100点
(5) 虚偽の申請により指定工事店となったもの	100点
6 その他審査の対象となる不誠実な行為等をしたもの	10点

備考

- 減点数欄の（ ）書きは、雨水のみに係る工事など、下水道使用料の賦課に影響しない場合に適用する。
- 違反行為により減点を受けた日から3年以内に、新たに違反行為がなかったときは、それ以前の減点は加算しないものとする。
- 違反行為により減点を受けた日から3年以内に同一の違反行為を行った場合の減点数は、当該違反行為の減点数に2を乗じた減点数とする。この場合において、同一の違反行為が減点された日以前の違反行為であるときの減点数は、当該違反行為の減点数とする。
- 審査項目欄2及び3において、指定工事店が自ら違反行為を申し出た場合（申し出が水道メーター不交付を理由とする場合を除く。）は、当該違反行為の減点数をそれぞれ5点減ずる。
- 上記の規定に関し、特別の事情があると認めるときは、減点数を減ずることができる。

別表第2（第7条関係）

指定工事店の違反行為に関する処分基準

累 積 減 点 数	処 分 内 容
40点未満	嚴重注意及び始末書提出
40点以上 60点未満	1か月以内の指定停止
60点以上 80点未満	3か月以内の指定停止
80点以上 100点未満	6か月以内の指定停止
100点以上	指定取消し

備考 指定取消し、若しくは指定の効力が停止中であっても、条例第7条（第32条（第34条において準用する場合を含む。）及び第43条において準用する場合を含む。）の規定に基づいて既に確認を受けた工事を施行する場合に限り、処分以前の指定の効力が継続されるものとする。